

第22回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2012年6月5日（火）10:30～11:55

2. 場 所 中央合同庁舎4号館10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員
内閣府
中村参事官

4. 議 題

- (1) 核燃料サイクル政策の選択肢に関する検討結果について
- (2) その他

5. 配付資料

- (1-1) 核燃料サイクル政策の選択肢に関する検討結果について
- (1-2) 核燃料サイクル政策の選択肢に関する検討結果について【参考資料】
- (2) ご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問（期間：平成24年5月17日～平成24年5月30日）

6. 審議事項

（近藤委員長）第22回原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、一つが、核燃料サイクル政策の選択肢に関する検討結果について、二つ、その他でございます。よろしゅうございますか。

それでは最初の議題、お願いいたします。

（中村参事官）最初の議題は、核燃料サイクル政策の選択肢に関する検討結果についてでございます。これは原子力発電核燃料サイクル技術等検討小委員会がこれまで議論を行ってまいりまして、検討結果が取りまとまりましたので、その報告となります。座長を務められました鈴木委員長代理よりご報告をお願いいたします。

(鈴木委員長代理) 小委の報告の前に、座長として少し発言させていただきます。

今回の一連の報道により、検討小委にとどまらず、原子力委員会全体の信頼性に深刻な影響を与えてしまい、座長として改めて深くおわび申し上げます。私は研究者のときから、プロセスの透明性向上が政策決定の信頼確保にとって不可欠と一貫して主張してきました。その私がみずから座長を務めた小委のプロセスにおける透明性が問題となって、原子力委員会の信頼性失墜につながってしまったことは、本当に痛恨の思いであります。ただ、その後、この件についていただいた多くのご意見、ご批判を踏まえたと、今問われているのは、ただ単に小委だけの問題ではなく、原子力委員会の事務局体制や運営の仕方、ひいては原子力委員会自体の存在の是非までも含めた、原子力行政の根本的見直しにつながる問題であると私は認識しております。

これから検討小委については、第三者の検証を受けることになると思いますが、この件を契機に教訓を真摯に学び、原子力行政の根本的な改革につなげていければ、むしろ失敗は教訓となって、よりよい原子力行政体制の構築につながるものと信じております。

そういった視点から、私の原子力委員としての任期は残り数カ月ではありますが、検証には全面的に協力し、信頼回復に向けての改革に少しでも貢献できるよう、全力を尽くす所存であります。

一方、昨年来小委の座長として、私は公正で透明性の高い審議プロセスの実現を達成すべく、最大限の努力で取り組んでまいりました。この中で、毎日全力で作業を続けてくれた事務局のスタッフ、常に支援いただいたほかの原子力委員の皆様、そしてもちろんご多忙の中、真剣に議論を重ね、総合評価作成にご協力いただいた小委委員の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。幸い、最終取りまとめに対しては、全委員がすべての委員の意見を反映した妥当な内容であるとの確認をいただいておりますことは、座長として最低限の責務を果たしたものと考えております。

したがって、こういう状況下にあっても、本日原子力委員会に正式に報告する機会をいただいたことは本当にありがたいと思っております。そして、今後原子力委員会及びエネルギー・環境会議にてしっかり吟味していただき、その後のエネルギー環境施策の政策決定や、国民的議論に少しでもお役に立つことができれば、座長としてこれほどうれしいことはありません。

以上、座長として一言述べさせていただきます。

それでは、報告に移りたいと思います。資料1-1を見ていただいて、説明させていただきます。

きます。

まず経緯ですが、もともとこれはエネルギー・環境会議から原子力委員会に対して、原子力発電への依存度低減の中での原子力発電の規模の選択肢を念頭に置いて、今後の核燃料サイクルの選択肢を提示するというを受けて、選択肢にかかわる議論を整理するというミッションで始めたものです。ちょっと添付資料3、別添1を見ていただきますと、経緯のところ、実はこの核燃料サイクル選択肢の前にも、使用済燃料の直接処分方法の概念とか、経済性試算については、既にこの原子力委員会でも報告させていただいております。一つ重要な点は、1ページの下にあります、小委としては提言や統一見解をまとめるのではなく、データ（根拠）に基づく議論を進め、合意する点、できない点を整理して提示することとする、透明性を重視して議論の経過やデータをすべて公開するというところでやってまいりました。したがって、委員の皆さんで議論したときに、意見の異なるものも併記するという方針でやってまいりました。

実際の中身ですが、核燃料サイクルの選択肢を議論する上で、3つのステップで議論を行ってまいりました。ステップ1は、まず技術選択肢と称して5つの選択肢を選びました。これは後ろのほうでいきますと、ここにはないですね、参考資料のほうに入ってしまうので、ここでは下の1-1の一番下に脚注で書かせていただいておりますが、現存するいろいろな核燃料サイクルの技術選択肢を、世界を見通して現実的であるものとして5つを選定します。その結果、今後二、三十年を見通した場合には、5つのうち、軽水炉MOX限定、または多重リサイクルと軽水炉ワンスルーのみが実用化し得る選択肢であり、資源節約の面では前者が、経済性、核不拡散及び各セキュリティリスクの面では後者が有利な技術であると結論づけました。

長期的な選択肢、30年以降という経緯ですが、資源効率及び廃棄物の面でFBRが最も優れた特徴を有する一方、核不拡散リスク及びセキュリティ面で課題があるというのを明記いたしました。これが参考資料1の、参考資料1はお手元のファイルですね。

ステップ2に入りまして、技術選択肢の評価を踏まえた上で、核燃料サイクルの政策選択肢、これを使用済燃料の処理に関する基本的な方針ということで定義させていただいて、3つを設定いたしました。「全量再処理」と「再処理と直接処分の併存」及び「全量直接処分」の3つです。これら进行评估する評価軸を検討していただきまして、そうなることと特に重要な課題ということで、エネルギー安全保障、ウラン燃料供給確保問題、それから使用済燃料管理・貯蔵問題、それから核燃料サイクルをめぐる国際的視点の3つを選んでいた

だき、これについては特別に別のセッションでいろいろ議論をして、その重要課題についての見解もまとめました。

これらをもとに、ステップ3では、定量評価を行うということで、まずその前に先ほどの重要課題に基づいて、評価軸を短期的なものの中長期的なものに分けまして、7つの評価項目にしました。それで、定量化の段階では、総合資源エネルギー調査会の基本問題委員会の議論をもとに、4種類の原子力比率を設定して、その比率ごとにこの3つの選択肢の評価を行う。ただし、基本方針の3つ、選択肢では、定量評価ができないということで、現実の今の状況から、3つの代表的なシナリオを設定して、そのシナリオに基づいて定量評価を行うということを行いました。その結果を踏まえて出てきたのが総合評価ということであります。

では総合評価に入りますが、これは別添2を見ていただければありがたいと思います。サマリーをお話し申し上げます。それぞれのシナリオの評価を踏まえまして、別添2でそれぞれの評価軸に応じて、選択肢ごとの評価を原子力技術に応じてまとめさせていただきました。これをずっと行きまして、最終的にはその選択肢についてシナリオにのっとなって当面の政策というのを改めて作りまして、現実はどういう政策が今のシナリオに基づいてあるかということをつくりました。

当面の政策1というのは、全量再処理に対応して、この場合は六ヶ所及びJ-MOXの工場の稼働に続き、次の再処理施設の建設に向けた検討を開始する。この場合は、FBR高速炉の実用化を前提にしますので、実用化の研究開発を続ける。それまではプルトリウムを軽水炉で利用していくというのが、当面の政策1であります。

2は併存ですので、六ヶ所及びJ-MOXは稼働するけれども、それ以外は貯蔵し、それから貯蔵された使用済燃料の再処理を進めるとともに、直接処分の実施に向け取り組みを始める。この直接処分の実施に向けた取り組みを始めるという文章は、当面の政策3の文章と同じということで、全量直接処分を選んだ場合でも、併存を選んだ場合でも、直接処分の実施に向けた取り組みは同じように始めるということにさせていただきました。FBR・高速炉実用化のための判断をするための研究開発を当面の政策2では行う。実用化は必ずしも前提ではないということでもあります。

当面の政策3の場合には、全量直接処分への転換ですので、再処理工場及びJ-MOX工場は廃止し、すべて直接処分されるまで貯蔵する。高速増殖炉、高速炉については、実用化の研究をもう中止しておりますが、現在行われている国際協力などでの高速炉研究開発

だけは実施すると定義させていただきました。

その評価が3ページからですね。添付資料のほうでは総合評価ということで、10ページからになります。10ページのところでちょっと見ていただきたいんですが、いろいろな選択肢を選んで評価したわけですが、どの政策を選ぶにせよ、以下の課題に向けて取り組むことが重要であるということが委員の皆様からのご意見でまとめられました。

まずは基本的な方針決定と国の責任、添付資料の10ページです。それから課題に向けての取り組みとして5つ重要な課題として、使用済燃料貯蔵能力の増強、国際的課題への対応、それから高レベル廃棄物処分の立地促進、基礎基盤研究の継続、将来政策変更がある場合への備えということを書かせていただきました。将来政策変更がある場合の備えというのは、どの政策選択肢を選んでも、将来の柔軟性もある程度担保できるような備えを今から始めておく必要があるというご指摘を、ここで書かせていただいたものです。

最終的な評価としては、総合評価はここに書かせていただきましたように、全量再処理の場合には、短期的には政策変更による課題はほとんどない、それから中長期的に原子力規模が維持または拡大される場合に、いろいろな面で最も有力な選択肢である。ただし、将来の原子力発電規模が不透明な場合には、本政策のメリットも不透明となる。また経済性では、今後二、三十年を見通した場合、経済的に劣る。それから使用済燃料を有効利用することが明確であるため、政策の一貫性はあるが柔軟性は限定される。

それからどの政策選択肢にも、実現する場合にはどういう課題があるかということを書きでそこにまとめてあります。

当面の政策2の場合ですが、総合評価は短期的には使用済燃料の扱いが不明瞭となり、現行政策からの一貫性に懸念を生じさせるという点で政策変更に伴う課題がありますが、直接処分に比べれば、その課題は小さい。また、将来の原子力発電規模が不透明な場合には、政策の柔軟性があることから最も優れている。この場合には、政策実現のための課題として、国による意思決定を必要とするとか、使用済燃料の取り扱いについて国が責任を持って理解を得るとか、主に政策変更にかかわる課題がここに列記をされています。

最後の直接処分の場合には、短期的に原子力依存度をゼロにするということが明確な場合に、最も有力な選択肢である。短期的には政策変更に伴う課題が最も多い。さらに使用済燃料の貯蔵場所が確保できない場合、原子力発電所が運転できなくなり、大きな代替電源費用が発生する可能性があるという指摘であります。やはり経済性では、この政策選択肢が最も優位である。将来、再処理やFBRが必要だった場合には、対応が困難となるため

に、政策の柔軟性は限定されると書かせていただきました。やはり政策実現のための課題として、政策変更に伴う課題が数多くあるということでもあります。

最後ですが、実は留保という選択肢について議論が行われまして、これについては留保の定義から始まりまして、いろいろ不確実な状況下において、特に現状ではプルサーマル計画や原子力発電規模、再処理工場の稼働状況などの見通しを得ることが難しいという状況のもとに、ある程度時間をかけて政策決定したほうがよりよい決定になる可能性があるというご指摘がありまして、留保については2つの選択肢、活動継続留保、すなわち現在の活動を続けながら様子を見て2年から5年後に決定するというものと、核燃料サイクルの活動を凍結して意思決定をするという、2つの概念について特筆して評価しましたが、最終回の検討小委の会合では、活発な議論が行われまして、結果として2つの意見を両論併記ということになりました。1つは本来、政策施策をした後に、チェック&レビューが実施されるべきであるが、現在までそれが十分になされてこなかったということをかんがみれば、柔軟な対応、有効なチェック&レビューが実際にできるとは思えない、期待しがたくということで、チェック&レビューを有効なものとするためにも、留保は必要な選択肢と考えられる、こういうご意見がありました。

一方で、現時点で留保するということにより、政策に空白期間ができることから、いろいろ住民の信頼や事業への取り組みの意欲が喪失し、社会的なコストが非常に大きい、デメリットが大きいということと、それから既に再処理工場が操業に近い段階で留保することについては、デメリットが大きいということで、留保を選択肢とすることに対しては否定的な意見もあるということを書かせていただきました。

それで総合評価についてですが、いろいろ報道でもありましたが、我々としましては委員の皆様から意見書を出していただいて、それを踏まえてまとめました。その意見書は、参考資料のほうにサマリーを載せさせていただきましたので、後でご参照いただければ幸いです。

以上で報告を終わります。

(近藤委員長) ありがとうございます。

鈴木委員におかれましては、座長として技術検討小委員会の議論を大変丁寧に進められ、会議の構成員の皆様のおさまご意見を踏まえて、しかもシステマティックに検討を進めて、政策選択肢、種類がいくつかあって何が政策選択肢か迷うこともあるんですけども。

(鈴木委員長代理) 幾つもあり、申しわけございません。

(近藤委員長) いや、最後にきちんと総合評価しておられますので、それでメッセージはきちんと伝わると思います。こうして、エネルギー・環境会議からの要請に対して応えられる成果を取りまとめていただいたことに関しまして敬意を表するとともに御礼申し上げます。

また、ほかの委員の皆様にはオブザーバーとして参加していただきまして、適宜ご発言もいただきましたので、ただいまご説明のありました報告に対して、特段の質問はないのかと思いますが、もしあれば伺います。

(秋庭委員) 一つだけ伺わせていただきます。丁寧に議論していただき、そしてデータに基づいて徹底して議論をしてきたということも、私もオブザーバーとして出席させていただきまして、いつも感心しておりました。

また、この報告書自体については、各委員の先生方が先ほど鈴木座長も、それから今ほどの委員長のお言葉にもありましたように、しっかりと丁寧に議論していただき、そして貴重な時間を使っていただいたこの結果は、尊重されるべきと思っております。私が質問したいことは何度かこの委員会のときにも委員の方からもご質問があり、私もなかなか納得できなかったところが一つあります。それは政策の柔軟性というところです。政策が柔軟であるべきということは、わかっているような、わからないような感じがいたします。やはり今までの国策について、立地地域の人たちは、国策だからと信じて協力してきたとおっしゃっていますし、またちょっと前には、原子力立国計画など、ぶれない原子力政策と言われてきました。しかし、そうではないということが今回わかってきたと思いますが、例えば全量再処理においても、全量直接処分においても、併存においても、いつでも柔軟に変われるということが、引き受ける方々にとっては、いつ変わるともわからない不透明さというところが出てくるのではないかと思います。ここはどのように考えるのか、ぜひこの機会に座長からご説明いただいたほうがより理解できると思ひまして、あえてお伺いさせていただきます。

(近藤委員長) 私は、この報告書にはそういうような切り口で議論されるべきことが課題として指摘されていると理解します。技術検討小委にはそういう仕事の仕方で期限までに仕上げていただいたんですね。それに関しては、原子力委員会として、その大きさを特に強調した方がいいと思う課題については、せっかくのアウトプットが国民の皆様説明される場において、正しく理解されるようにこれはこういうことですよとした方がいいかとも考えています。これを受け取った後、我々としてそういうことを考えてみてはと思ひてい

ますが、とりあえずは、ご質問に対するお答えをいただきましょうか。

(鈴木委員長代理) 柔軟性という言葉は、実はこの資料の中には定義はない。それで、結局、3つの基本的な考え方というのが、実は行ったり来たりできるのではないですかというのがおっしゃった今の柔軟性ということだと思んですが、それを担保しなさいということは、最後の政策実現の課題のところでは書かれています。ただ、今の3つの選択肢のうち、どれかを選ぶ、今の全量再処理、今の全量直接処分という定義だと、それを定義して説明をしていくと、現実的には政策選択肢が、不可能ではないにせよ、非常に柔軟性が低くなる。それが例えば全量再処理の場合には、説明として、使用済燃料は必ず再処理されますということが続けなければいけないので、例えば破損燃料があったとしても、研究炉の使用済があったとしても、これは原則再処理でという説明しかできない。ただ、いずれそういう時期が来たときには、処分もできるようになるかもしれないし、そういう制度変更もできるかもしれませんが、だったら今のうちにその柔軟性を確保できるような制度変更はしたほうがいいのではないですかというのが、今回のまとめということです。

(秋庭委員) ありがとうございます。なかなかこの核燃料サイクルについては、一般の国民にとっては非常に難しい話で、これから国民的な議論がなされると思いますが、そのときにできるだけわかりやすく伝えて、そして国民が自分たちの将来のこととして、しっかり考えられるようにあってほしいと思いましたので、そのところを伺わせていただきました。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ほかに。

(尾本委員) では、私から3点ほどあります。まず、報告書全体についての、まさにコメントで、ご苦労さまでした。この小委の会合に参加していて「3. 11がありながら、核燃料サイクル政策が微動だにしないのはおかしいのではないか」との意見が委員の中からありました。柔軟性に欠けるのではないかと、こういうのがありましたけれども、それは実際、今後原子力発電規模がどうなっていくか、場合によってはゼロということもあるときに、燃料再処理を維持するということが、既にもはや意味を失っている。そういったことも含めた将来の原子力シェアと関連づけて、3つの選択肢のいい点、悪い点を検討されていて、これは今後の国民的な議論、あるいはエネルギー環境会議での検討の素材に十分なると私は思っております。

それからあわせて、もう2つほど言いたいんですが、一つは選択肢2というのが添付1のページ8を見ますと、再処理と貯蔵を続けていって、将来長期にわたって選択をするとい

う、そしてその矢印が再処理と処分のほうに向かっている。これについては、その委員会の議論の中でも、委員自身が誤解されているところがあったと私は理解しています。つまりこれは長期的な留保ではないかという点で誤解をした方もいらっしゃる。だからこれを国民に提示するときには、ここの長期の選択というものの持つ意味合いというものの、それから選択肢1に比べて選択肢2では、一体何がどう変わるのかということを確認にする。そういったことがより理解されやすいものになるのではないかと私は思っております。

それから、その方法論的なものですが、時間軸の問題です。これはこの小委でも議論の対象になったところですが、一体いつまでのことを議論しているのか。基本的には2030年というのがあるわけですが、それを明示的に示さないとやっぱり誤解を招くところがあるのではないかと思います。私の知っているインドの廃棄物に関するガイドラインの中で、「廃棄物とは時と場所を間違えた有用物である」という言葉があって、私はこの言葉が非常に好きですが、つまり、現時点では廃棄物とされるものも、将来、あるいは別の場所においては有用物になる可能性がある。だからそういったことについて柔軟に処理できるという、まさにこれが柔軟性の持つ重要な意義だと思います。2030年までの方針の選択肢ではあっても、そこから先、どう考えていくかということについては、それなりの柔軟性があるし、それから何よりもこの検討の——この前の小委の検討もそうですが——検討の中では、軽水炉と軽水炉サイクルの経済性検討というのが非常に大きな役割を果たしているわけです。軽水炉ではプルトニウム利用も非常に限定されていますし、ウランの何しろ0.6%程度しか利用しないわけですから、これをもっとウランを十分使うようなシステムというのが将来必要になってくるかもしれない。そう考えていくと、軽水炉と軽水炉サイクルについての経済的評価を通じて、将来の高速炉及びそのサイクルに道を閉ざすようにとられてしまうと、これもまたロジカルにおかしいのではないかと思います。

以上、コメントです。

(近藤委員長) どうぞ。

(大庭委員) 基本的に、政策をころころ変えてはいけないというのは非常によくわかるのですが、他方、福島事故以降、状況が非常に変化して、国民の原子力に向ける目が非常に厳しくなっている中で、さまざまなその政策選択肢を検討するというのは、重要かつ必要な作業であったと認識しています。そういう観点から、今回の技術小委の作業は、非常に必要な作業であったという認識です。よって、この成果をエネルギー・環境会議の検討の材料にさせていただくということについて、私は異議ありません。これはぜひやっていただき

たいと思います。

その上で、これも感想というか、ここは大事なのではないかと思う点は、政策実現に向けての課題のところ、いずれの政策を選ぶにしても以下の課題に向けて取り組むことが重要だという話です。どうしても政策選択肢をどれにするのかということに目が向きがちになってしまうと思うんですけども、実はどの選択肢をとるにしても、この別添2の10ページになりますが、課題に向けての取り組みというところで、オンサイト、オフサイトの使用済核燃料の貯蔵能力の増強という話、それから日米原子力協定といった国際的課題への対応、そして高レベル放射性廃棄物の処分の話、それから基礎基盤研究の継続、それから政策変更がある場合の備えといった、何をするにも、どの選択肢を選ぶにも、非常に重要な課題というものについても、ぜひエネルギー・環境会議のメンバーの方々には、十分な検討をしていただきたいと思います。選択肢のどれを選ぶのかということ、あるいは、こちらが提示した選択肢を土台にして、どう将来のエネルギー政策を決定するのかというのはエネルギー・環境会議の仕事ですが、その点について強調しておきたいと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。それでは、まず原子力委員会としてこの報告書を受け取ります、つまりお願いしたことをきちんとやっていただいたとしてよろしゅうございますね。その上で、今、大庭委員が直球を投げたわけだけでも、ここに課題を列挙してあるのですが、これは政策が選択されたら、検討することになることだといっても、検討して大変難しいとなったら、どうするか、それが分かっていたら、これは選ばなかったということになりかねない課題があるのか、それを明らかにするまでが、原子力委員会の仕事じゃないのと返されるかもしれないわけです、当然のことながら。ですから、これをこのままで机の上に置いてきて帰ってこれるということでもないのではないかと、必ずやり取りがあるに違いないところ。これを受け取った以上、こうしたことに関する説明責任は原子力委員会の手に移るわけです。ですからそのことも念頭においた上で、きょうここでこれを皆さんのコメントをもって受け取るについてお諮りしたいんです。ご異議ありませんか。

(大庭委員) それはありません。それは先ほど私が最初に発言したとおりで、異議はないです。

(近藤委員長) それでは原子力委員会として小委員会から報告を受領したことにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、いまほど、各委員から幾つかこの報告の今後の扱い、説明に係るご意見をいた

だいたわけですが、例えば、大庭委員がおっしゃったところは、私としては、既に申し上げたように、このような課題がありますといっていますよというだけでは済まないのではないかと思うところ、どうしたらよろしいでしょうか。また、既に尾本委員からは幾つか中身にかかわるご発言をされたように思いますが、少なくともこういうことについては原子力委員会としてクラリファイするべきではないかとか、あるいは、原子力委員会としての評価を付加したらどうかとか、いろいろご相談したいことが既に出てきましたが、ご意見をちょうだいしたいなと思います。

まず、鈴木代理から今の各委員のコメントに対するレスポンスも含めて、どうぞ。

(鈴木委員長代理) 座長としての回答で、選択肢2の明確化は確かに今もう一度読んでみても複雑でわかりにくいということなので簡単に説明しますと、選択肢1と2は、今、尾本委員からご指摘のあったシナリオの絵がありますよね。別添1の7、8、9のこれが政策だと誤解されてしまうおそれが非常に高い。これはあくまでも定量評価するためにつくった代表シナリオですということ、それを政策に置きかえたときにどうなるかというのが、さっきちょっと口頭で説明しましたが、当面の政策の進め方という別添2、2ページになるわけですね。このシナリオで見ると、直接処分をするか再処理を続けるかは、長期の選択になっているんですが、委員の皆様の見解をいろいろ検討した結果、この文章はかなり練り直されまして、先ほど説明しましたが、当面の政策2と1の違いは、2を選びますと、当面の政策3に書いてある直接処分の実施に向けた取り組みを始めるということ、当面の政策2でも始める。当面の政策1の場合には、次の再処理施設に向けた取り組みを開始するということ、大きな違いだということです。そこが大きな違いということをお知らせしたい。

時間軸の説明をしなかったもので、時間軸はご指摘のとおり、エネルギー基本問題委員会の2030年までということ限定したわけですが、当然のことながらサイクルの評価をするときに2030年までというのは短過ぎるという、これも委員の方からのご指摘がありまして、2030年以降のサイクルの諸量評価は、参考としてやらせていただいて、それは資料としては入っております、それを念頭に政策評価をやっていただいたということで、今、尾本委員のおっしゃった長期のFBRの効果というのも、一応定量評価はされております。ということで、参考として資料には入っているということです。

ここからは座長ではなくて、原子力委員として、実は座長ということで、小委員会では一切自分の意見は言わなかったもので、きょうここで言わせていただきます。

私の委員としての意見を5点、この評価に基づいて申し上げます。第1に私は全量再処理

からの撤退ということを確認にしたほうがいいのではないかと。これは原子炉規模のいかんにかかわらず、現時点で全量再処理を進めていくことについては、積極的な合理性というのがやっぱりこの評価でもなかなか見当たらなかったということでもあります。これはFBRの実用化が不確実なこととか、先ほど申しましたが研究炉の使用済燃料とか、福島の使用済燃料対応とか、直接処分の取り組みをすぐにでも始める必要がある。再処理のメリットについては、ここで書かれていますように私も認めておりますが、それは併存の政策でも十分に実現できると思いますので、現時点での政策選択肢としては、やはり併存の政策が私も合理的だと思います。ただし、全量再処理からの変更になりますので、これは社会的要素も考慮の上、時間をかけてその課題を着実に解決していくことが重要だと思います。

2番目は、先ほど大庭委員のご意見にも関係してくるんですが、使用済燃料貯蔵を最優先することということを確認にしたいと思います。併存政策においても、再処理事業がかなり不透明であるということも考えますと、もう一つ直接処分をやるにしても、処分場の実現にはかなりの時間がかかるということを考えますと、現時点での燃料サイクルの柔軟性を確保するためには、最も重要なのは使用済燃料の貯蔵だということ、これを最優先にすることが重要だと考えております。

3番目は、これも先ほどの大庭委員のご指摘の10ページに書かれていますことですが、国の責任の明確化ということです。これまでは核燃料サイクルについても、国策民営と申しますか、国が基本方針を決めて、実施は事業者だと。しかし、再処理事業のリスクというのは、もはや民間事業では負えない可能性が出てきている。中間貯蔵の困難さというのも、実は貯蔵後の取引責任を事業者のみが背負っているというのが現状だと思います。それが理由だと思います。最終処分場への取り組みについても、やはり国の責任を強調する意見が、これは新大綱策定会議でも出ておりましたし、この検討小委でも強く出ておりました。

今後は再処理するのか、貯蔵するのか、処分するのか、この意思決定も含め、使用済燃料と廃棄物最終処分についての取り扱いについて、政府が責任を持って取り組む必要があると私は思います。

4番目は、六ヶ所再処理事業の検証の重要性です。検討小委ではこの議論は細かくはできないということで対象外としましたが、策定会議でも何度も指摘されておりましたし、今回の留保、実は留保の議論の中身を見ますと、六ヶ所再処理事業に集中しておりました。民間事業ではありますが、その規模の大きさとか、実際、法律によって料金による国民負担が制度化されているということなど、実質的には公益事業に近い性格の巨大プロジェクトである

ということです。したがって、今後このまま継続するかどうかは、国民の負担に直結するということと、さらにプルトニウム利用計画についても、福島事故以降、改めて政府が責任を持って検証する必要があると私は思っております。検証の結果、六ヶ所再処理事業を継続する、あるいは撤退すると。いずれの場合でもその実施が円滑にできるような準備を今から始めることが必要だと思います。

最後が国際的課題への取り組みです。それは検討小委でもワンセッション特別に設けて議論いたしました。課題抽出に終わって対応策の議論まではしませんでした。最近、細野大臣の私的研究会の報告も出ておりますが、私としてはこの問題は大変重要な問題だと認識しております。核燃料サイクルの国際的視点からの政策評価ということが重要だと考えます。

以上、5点です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ほかに。

(秋庭委員) ではよろしいですか。

私は先ほど柔軟性に質問させていただきましたが、決めたら決めたとおりのことをやらなければならないと言っているわけではなくて、やはりそのことについて明解に説明する必要がある。変えるときにはやはり納得がいくような説明が必要であり、また変えるための政策が必要だということを思っています。やはり不透明だと国民は納得できないというところがあると思います。今、鈴木代理からお話いただいた中で、私は幾つもおとりだとは思いますが、特に電気料金について、再処理事業の検証が必要であり、またその国民負担にそれが直結しているということ、これは当たり前のことですが、意外に知らない方が多いと思います。国民一人一人が今払っている料金の中に、この再処理事業に関する費用は既に払っているということも、もう一回自覚し、そして自分たちが先ほど言ったように、どうしていくのかということを考える必要があると思っておりますので、本当に早く国民的議論を、いろいろな立場の方が議論をするべきだと心から思っております。

(近藤委員長) これは国民的議論のための材料の一部にふくまれるのですから、ご議論いただけるんと思うんです。ただ、忘れてはいけないのは、これを原子力委員会として出すわけですから、過去の政策との関係等においての、選択肢の説明責任は原子力委員会にあるということです。われわれは、選択をする側ではなく、それぞれにあり得る選択肢だとして提示する側ということです。

それからもう一つは、このレポートはこの半年ですか、小委員会の皆さんに一生懸命議論

していただいた技術的検討結果として今受け取ったわけです。で、いま、鈴木委員長代理から、選択肢に関するお考えをいただいたんですけども、最初の点以外は課題として既に上げられているところのいくつかを特に重視するというご発言と理解しました。既に申し上げたように、この課題リストについては、何らかのケアが必要では思っていましたので、同感という思いを持ったところですが、政策選択肢そのものの評価についてのご発言のところは、どうしたらよいか、評価がいろいろに書かれているところについて、特定の評価項目が実は重要なんだという解説としてお聞きしたと思うこともできるし、委員会のエネ環会議への報告に委員会においていろいろな見解がありましたというまとめをつけて出すということもあるかもしれません。今、ご発言された趣旨を今後の我々のこの委員会としてのエネ環会議のレポートの中で、どう生かしていくべきかということについて、もう少し鈴木委員からコメントいただいたほうがいいかもしれません。

(鈴木委員長代理) 今のは解説では全くありません。解説は個々の内容について私は座長として、ここはこういう意味ですという説明はちゃんと質問があればさせていただきます。それは責任がありますので。今のは全く私の座長を離れた、原子力委員としての意見でありますので、今後原子力委員会が決定文をつくるときの私のインプットの一つ。これからはもちろん私の意見だけではなくて、いろいろな意見が出るし、さらに作業がひよっとしたら必要かもしれません。そこはちょっとまだわかりませんが。

それからエネルギー・環境会議の選択肢の議論が、どこまで核燃料サイクルについて触れるのかということにも関係してきますが、今回の検討小委の一つの大きな特徴は7年前とは異なり、サイクルの比較をする場合に、原子力規模によってその評価が大きく変わる可能性があるということが明示されたということです。その点ははっきりしなければいけない。それから原子力発電規模の将来の規模にも依存しない問題点とか、それから政策選択肢、どれを選んでも重要な課題というのも明記されている。ただ、先ほど説明しましたが、残念ながらどの選択肢を選んでも重要な課題というのはわずか1ページ。その中身については詳しく議論できないで終わってしまった。それはミッションが選択肢の評価ということだったので、終わってしまったわけですが、私としてはさっきの大庭委員の意見に非常にかなり近くて、むしろ原子力委員会が補足するとすれば、そこのどの選択肢を選んでも、重要な課題の政策実現について何をすべきかということについて、議論をすべきだと私は思っています。

(近藤委員長) ほかに。

(尾本委員) 基本的には委員長代理の言っていることと同じで、我々が小委の出したレポートを

委員会としてエンドースして、その上でフィードバックを得てどうするかというだけではなくて、フィードバックというのは報告に対するツケと申しますか、課題をもらってそれを検討するというよりも、これはもう既にこの小委の会合を通じて、どういう問題があるか、実現に向けての課題というのが明確になってきたわけですから、それについて我々なりに原子力委員会の中で検討していくのは、いわば当然の道筋ではないかと思っています。

(近藤委員長) わかりました。原子力委員会の見解、これについてエネ環会議にどういうことを付言してそれを提出するかということについて、幾つかご議論いただきましたので、少し整理をして、あるいは作業があるかもしれませんがね。

ただ、原子力規模の小さい条件では全量再処理路線は選択されないとしているのですね。そこではFBRの実用化への取組を続けることを含む選択肢はないと。ここはFRとしてあるはずですね。

このあたり、原子力委員会としては、六ヶ所再処理工場の処理能力を超える使用済燃料をどうするかについては、六ヶ所の工場のパフォーマンスとか、それからFBRの研究開発の状況を見ながら、2010年ごろから検討を開始しますということを現大綱で決め、その後は2010年ごろからそういうことの検討が開始できるように、主としてFBRの研究開発の進捗状況についてヒアリングし、中間評価を文科省にお願いしてきたところです。

具体的には、2050年ごろに競争力のある実用的なFBRが実現できるということの証拠を早く出してください。それがないことには、国民の皆様にも、この先はこういう姿をめざしたく、準備よろしくお願ひしますと、十分の準備期間を差し上げられるタイミングで言えませんから。現大綱は非常にそこに気を遣いまして、六ヶ所の次の姿がどうなるかによって、多分青森県の皆さんが描く地域開発計画は変わるでしょうから、その開発計画を立てるに十分余裕のある早い段階で将来をどうするかを決めないことには申しわけないから、十分早く決められるようにしましょうということを、うたっているわけですね。とにかくそういうことについてのフィージビリティ、特に競合可能な高速炉というのは本当にできるんですかと、早く設計図を持っていらっしゃいということを言い続けてきました。

しかし、去年の3.11以降、その作業がとまっている状況では、原子力委員会としてもこの新しい環境のもとで、FBRの研究開発の担当者はどう考えているかを一度伺う必要があるのではないかと思います。

この報告、課題はリストしてあるのですが、一つ一つが重いですよ。到底、今日明日でその対応策を明らかにできないとして、どうするか。委員会としていま言うべきことは言

うという格好で意見書を書くしかないと思いますが、今とりあえずFBRの研究開発を話題にしましたけれども、そのために。こうした点についてヒアリングするべきとのご提案があれば、いつでもご提案ください。きょうはこれで終わりにして、次回もまたご議論いただければと思います。

よろしいですか、そういうことで。ではありがとうございます。それでは、きょうはこのレポートを受け取って原子力委員会としての決定に至るプロセスについて、基本的な考え方をご了解いただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

では、次、その他議題について何かありますか。

(中村参事官) 事務局では、議題として特段準備してございません。

(近藤委員長) それでは、私のほうから、一言二言申し上げます。先日の新大綱策定会議で座長として私、この策定会議の構成や座長のあり方とか、会議事務のあり方を見直すと。あるいは小委員会にかかわる事務作業、プロセスが適切であったかどうかの検証を行うべしとの提案を受けまして、これを実施すると発言してしまったんですが、本当はもちろん、こうしたことは委員会で決定するべきで、会議の席上、各委員からご発言をいただいた上で、ご同意頂けると感じ取ったことではありましたが、委員長の独断で決めるものではありません。独断で決めてしまったことについて、おわびを申し上げたいと思います。

で、これらについて今後どうするかについて、少しくお時間をいただいて。考えているところ、あるいは事務当局に指示をしようということについて、ご紹介申し上げます。

一つは、この小委員会の会議資料作成過程にかかわる一連の勉強会の資料を公開する。これは既に手がついているのかと思います。皆様の検証にこれを供するというにしたりとこころでありますけれども、引き続き第三者による検証ということについて、事務的に検討をお願いしているということでもあります。関係者においてお考えいただくということが始められていると認識しています。中村さん、そういう理解でよろしいですね。

(中村参事官) はい。

(近藤委員長) それから2つ目は、原子力委員会の事務体制や情報管理のあり方でございますが、これについては内規をまずは定めるのかなと考え、起案をお願いしております。情報管理についての内規というものを思案してまいりまして、基本的にはいろいろな意味でそういう会議資料を作成するためには作業が必要なことはだれしも認めるところでありますが、透明性の確保ということが肝心であるから、後で必要に応じてトレースできるようにしておくことを考えて、文書にしておくこと。

それから、審議会での資料の作成について、いろいろなご意見をいただいているんですが、調べてみますと、政府の審議会は平成11年に整理されて、多くは強固な役所の、行政機関のもとにかぎられるようになって内閣府にある基本的政策型審議会というのは、税調、原子力委員会、原子力安全委員会、地方制度調査会、選挙制度審議会、国民生活審議会、金融審議会になっていますが、それぞれにはかなり立派な事務局があるか、あるいは委員が大臣なんです。多分一番事務局が小さいのが原子力委員会です。そういう位置づけに変わってしまったのですね。それから、ご承知のように、原子炉等規制法における必要的附議、このことについて所管大臣は原子力委員会に意見を聞くことという規定が作用法の世界にある、組織の人事についても同意を求められますね。

(中村参事官) 必要に応じて「意見を聞く」だと思います。

(近藤委員長) あれも意見か。この改革ではそういう法律があるということで、原子力委員会が残され、そのための、それに合う程度の事務局になっているという解釈もあり得るのかと思います。法制局に聞いたわけではないのですが。

ところが、この必要的附議に関して、今国会で議論されている新しい原子力規制委員会設置法の中では、原子力委員会に対する附議の項目が、許可の条件から消えたことにより、減っています。具体的には、従来は計画的遂行の観点からの意見を聞くとなっていたんですが、新しい法律では、原子力委員会に対する附議は、平和目的に限るといった点から支障はないかということだけになります。5人でそこだけ判断していればいいというのは、偏狭な解釈ではと思いますが、そういう見方もできないわけでもないのかなと思わないでもない。

ちょっと話題がそれかもしれませんが、事務局については、そういうこととの関係があるのか、大きくしてくれとお願いしても通る見込みはないということで、とりあえずは出向者と情報管理に関する行動規範は、すぐに検討してお決めいただくべきかと思っています。

出向者の取り扱いについては、大臣が電力の出向者について問題提起されたということもありますので、少し整理をするということで、利害関係にかかわる、特に会議資料、平和目的の審議の資料をつくるために、電力出向者がいて悪いということがあるかないかという議論があるわけですが、恐らく利害関係にかかわる会議資料の作成ということについてということが重要かと思いつつ、そういう情報管理の問題と、出向者の役割分担、何よりももちろん行動規範ですね。そういうものも整理していくということにしたらと考えています。現在の電力からの出向者については、6月中に解消するという方向にするわけですが、そういう大きな全体的な原子力委員会の役割に照らして、有能な人材を事務局に確保するという

観点だった場合にどうしたらいいかと。恐らくそういう厳格な行動規範というものを、誓約書とか、違反したときにどうするとか、そんなことも含めて整理整頓して対応するということがいいのかと。そう考えているところです。

それで、そう申し上げた上で、原子力委員会はこの政府においてどうあるべきなのかということについても、せっかくこういうことで頭を使ったということもありますし、国会でそういうことが審議されているという状況を踏まえると、原子力委員会の役割というのは何だろうかということについて、議論したほうがいいのではと思っていまして、既に、新大綱策定会議の資料に課題としてあげたところです。

これって、原子力委員会が自分で議論するのは、ちょっとおかしな話ではないかという議論もありますが、少なくとも我々が今こういう作業をしてきて経験した問題を整理して、識者の見解を伺うという作業は行ってもいいのではないかと、そうしたものを整理して、内閣に対してご相談申し上げるということもあっていいのかなと考えまして、とにかくそういう作業を始めたいなということが、始めてはいかがでしょうかというのは、もう一つの提案です。

とりあえず今、頭にあるのはそんなことですが、先生方のほうで何かご意見があれば。
(鈴木委員長代理) 今の委員長のお話は、私としては、まず原子力委員会はどうあるべきかはもちろん重要で、そのヒアリングをしたり、それをまとめていく作業はぜひやりたいと思います。ただ、それはおっしゃるとおり、本来もっと上のレベルでやるべきことのために、我々が議論して、紙をつくるということだと思います。

今、問われているのは、それは今の制度の中の原子力委員会の役割ということと同時に、この福島事故以降を踏まえて、原子力委員会が果たしてどういう役割を果たすべきかという、もうちょっと本当に原子力政策的な意味での位置づけということについて、本質的な議論がやっぱり必要ではないかと、そういう意味でもヒアリングをしてみたらいいかなと。これはさっき申しましたが、国策民営の問題とか、それに直結しますので、制度的な話だけではなくて、やはり政策の立案という中身で原子力委員会として、実行も含めて、どういう役割を果たしてきたのか、果たすべきかということについて議論したい。

それからもう一つは、先ほど小委の説明のところで私お話ししましたが、信頼が失墜してしまったということで、透明性の確保が非常に重要であると私は思っているんです。もちろん今回の反省を踏まえますと、事務局体制も含めて、あるいは小委、あるいは策定会議の審議の進め方の中で、どうやって透明性を確保するのかというのは、制度設計をしようと思うと非常に難しいことがいっぱいあると思いますので、これも私としては専門家の方にご批判、

ご意見をいただいて、一体こういう政策決定に貢献する審議会の透明性向上というのは一体どういう制度設計をしたらいいのか。先ほど行動規範ということもありましたが、それは事務局としては当然つくるべきだと思いますが、政策決定プロセスとしての信頼性向上、透明性向上の方法と申しますか、それについても改善すべき点があるのではないかと思いますので、それもぜひ取り組みたいと思っております。

以上です。

(近藤委員長) 政策決定というプロセスは、まさに平成11年の閣議決定の審議会の整理の紙には、そもそももう政策決定に余り審議会を使うなど書いていますね。審議会はむしろ隠れ蓑になっているのではというのがあり、縦割り行政を助長してきたところ、この問題は行政責任をむしろ明確にしたいと、行政政府がきちんと政策を決めるという、そのプロセスがあって、審議会を使うなど書いてあるんです。そういう中で、審議会というのは一体どういうことで仕事をすべきかということについて、審議会の運営に関する指針とかが一応あるので、これでやるものだという事になっているんです。おっしゃるように、このところでほとんど見えないのは、そういうプロセスですね。資料を作成し、意見を賜り、ごく日常的になされるはずのプロセスについて、特段の記載がなくて、議事録を公開しなさいとか、ちょっとしか書いていないんです。

ですから、鈴木委員の提案にありますように、行政決定過程の透明性確保ということで、人に聞きますと、今まさに原子力災害対策本部の議事録が何とかという問題になっているという、その意思決定の問題と、混同してしまうかもしれませんね。だからそもそも審議会、ある意味では奇妙に日本的なものだったという説もありますが、これのあり方と、そこにおける透明性とか、情報開示とかというもののあり方について、少し明確に我々の問題意識を伝えて、ご意見を伺うのがいいのかなと思いますけれども。ご提案の専門家の意見を聞くのはとても大事だと思いますので、ぜひ考えてみたいと思います。

大庭委員。

(大庭委員) ありがとうございます。この問題を検討するときに考える論点として、私が念頭にあるのは、これは識者の方に聞くということでもあるし、我々が調べられるだけ調べるということでもあるんですけれども、一つは原子力委員会の今までの歴史的経緯というものについては踏まえる必要があるだろうと。すなわち、1950年代に研究開発を始めるということから原子力政策が始まっていた時代の原子力委員会と、今、省庁再編などを経て、現在大臣がメンバーではないという形になっている原子力委員会とでは、役割が全然違っている。

そのことを踏まえないで、今までその場その場でいろいろやれることをやってきた結果が今なのだろうと思っているので、その歴史的経緯をまず明らかにして、その上で議論をします。あるいは歴史的経緯について、非常に明解なご意見を持っている方のご意見を聞くということがまず一つです。

それから原子力委員会だけで決められることというのは非常に少なく、実はもっと広いエネルギー政策決定と、それから研究開発政策決定のメカニズムの中に原子力委員会は位置づけられているんですけども、その辺の仕切りもはっきりしない。だからその視野を少し広げて、そのあたりからもう少し広い幅の中で、あるいは政策分野の中で、原子力委員会が果たせる役割であるとか、本当に今後ミッションはあるのかとか、そのミッションがあるのであればどうすればいいのかということを検討する必要があるだろうと思っています。

以上です。

(近藤委員長) どうぞ。

(秋庭委員) 私もまず事務局体制のことですが、電力からの出向者がいるいないということではなくて、やはり今委員長がおっしゃられたように、原子力委員会が審議会としてどうあるべきかということにかんがみて、そして事務局体制はどうなのかということをしっかり考える必要があると思っています。そして、原子力委員会のあり方ですが、歴史的経緯を知る必要はもちろんあると思うんですが、その場その場で決めてきたわけではなくて、背景の中できちんとやるべきことを原子力委員会はやってきたと思っています。

ただ、今回の福島の事故は、大変大きな、歴史の中でも大きなポイントでありまして、このことを踏まえて、やはり社会が求めるものということ、私たちはもっと真摯に聞く必要があると思っています。その中で既にもう原子力だけを特段に取り上げてやっていくということは、大変ほかとのバランスの中で、今、大庭委員がおっしゃったように、原子力だけを取り出して審議していくというのはどうなのかなということ、私は委員になったときから感じておりました。エネルギー政策の中としての原子力ということをやっぱり考えていくべきだと思っています。確かに原子力を始めたころには、まだこれを原子力委員会として特段にやっぺいかなければいけない社会的な背景があったと思いますが、今、もう一度そのエネルギー政策としてその中に役割を考えていかねばならないと思っています。

そして、何よりもその透明性の確保ということが重要だと思っていますが、私も思っていましたし、みんなここにいらっしゃる委員の方も、事務局も、みんな透明性の確保は重要だと思って徹してきたはずなのにこれができなかったということ、深く今反省しております。

透明性の確保、情報公開というものは、自分たちだけがやっていたらいいというわけでもないということと、やっているつもりだったけれども、人から見ればやっていなかったという、そのところは反省すべきと思っています。やはりまず第三者の目で見てください、耳で聞いていただき、そしてそこから規範を決めていく、透明性を確保していくということを改めて考える必要があるということ深く思っています。

以上です。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 委員長のほうから提起された点は3つあると思うんです。1つはプロセスの問題、2つ目は事務局体制及び情報管理の問題、それから最後に原子力委員会のあり方。1番目の点はもう既に情報開示を6月4日に行っておりますし、今後検証委員会が開かれていくということで、そういう方向に何も疑義はないと思います。それから皆さんの意見を聞いていて、私もほとんど同じ考えですが、2番に関する処理のタイミングについては少し違うところがあるかと思います。つまり、この事務局体制がどうあるかというのは、確かに委員会がどういう役割を背負っていくかということの関数ではありますが、どのような役割であれ、事務局にとって重要なことは、今の日本の政府の役人のポジションがかなり頻繁に交代していく中ではやはり個別の専門的なところについての知識について、十分ではないところを補う点にあるのではないかと。もちろん、私は事務局の方を尊敬してはいるんですが、しかしやっぱり専門知識の不足を補うものとして出向者がいるというのは、これはそれほど僕は不思議なことではないと思いますし、現に私がいたIAEAでも、安全局の中でも電力あるいはメーカーからの出向者はたくさんいました。いわゆるコストフリーエキスパートというのがたくさんいるわけで、ただしちゃんとしたルールがある。すなわちどういうルールかということ、出向元の利益のためには決して働くなと。それからもう一つは情報を漏らしてはいかんと。これはもうそういうルールをもって縛っていきながら、専門知識を活用するということは、割と早い段階で決めていっていいのではないかと私自身は思っております。

それから最後の3番目の、原子力委員会がどうあるべきかということについては、3. 1. 1以降で既にもうエネ環会議もあり、エネルギー基本問題委員会もあり、そのトライアングルの中に我々がいるということで、すでに情勢が変化している。さらにこれに加えて委員長もおっしゃったように、新しい規制法の改正があれば、従来の平和的利用、経理的基礎、それから計画的遂行の中で計画的遂行がない。長期計画、あるいは大綱というのは、計画的遂行のための判断材料としての役割もあったと思うんですが、それがなく、原子力委員会は長

計、あるいは大綱をつくらなくてもいいとなると、原子力委員会の根本にかかわる問題で、既にその中では原子力委員会の役割は既に大きく変わってしまっている、その法律が成立すればですが。そういう中で、原子力委員会の役割というのは今日的に一体何なのかということを考えていくのは、これは既に前々回の大綱策定会議で委員長が提案されたことの中にも含まれていることで、当然ですが。そのやり方として既に意見がありましたところですが、一方的に識者にどうですかと投げるのではなくて、我々として委員会として、我々考えている論点を明確にして、その論点についてどう思うのかということをお互いに問合わせる形で議論をして、そして先ほど大綱の中断という議論もありましたが、大綱が仮に中断して再開ということであれば、再開までに方向性を決める、そういうスケジュール感でやっていくのが適切かと思っております。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは貴重なご意見をいただきましたので、それを踏まえていろいろなことを同時にやらなければならないのでせわしいんですけども、事務局にも作業を進めていただくと同時に、我々、確かに尾本委員がおっしゃるように、原子力委員会の問題については、まず我々がファクトシートをつくって、そしてご意見を賜るという作業が適切かと思っておりますので、そのファクトシートをつくる作業とかを始めなければならないかと思っております。

では、この議題、このことについては議論を終わらせていただきます。事務局何か。

(中村参事官) 事務局からご連絡をさせていただきます。

1つは、お配りしております資料2でございます。これはご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問のうち、平成24年5月17日から5月30日までにお寄せいただいたご意見ご質問を整理してまとめたものでございます。今回このように整理しましたので、原子力委員会のホームページで公開をしたいと思います。

以上です。

(近藤委員長) それでは、きょうはこれで終わってよろしゅうございますか。

(中村参事官) それでは、次回のご案内をさせていただきます。

第23回の原子力委員会の定例会議につきましては、6月12日火曜日10時半から、この会議室を予定したいと思います。

それからもう一点ご連絡でございます。原子力委員会では原則毎月第1火曜日の定例会議終了後に、プレス関係者の方々との定例の懇談会を開催しております。本日、6月5日が6月の第1火曜日に当たりますので、この後、原子力委員会委員長室においてプレス懇談会を

開催する考えでございます。プレス関係者の方におかれましては、ご参加いただければ幸いです。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは、これで終わります。

—了—